

平成29年第1回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成29年3月 7日

閉 会 平成29年3月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第4日（3月10日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
---------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 小 鹿 重 一 君

2 番 久 慈 省 悟 君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第14号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）案
- 第 2 議案第15号 平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第 3 議案第16号 平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第 4 議案第17号 平成29年度蓬田村一般会計予算案
- 第 5 議案第18号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第 6 議案第19号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 7 議案第20号 平成29年度簡易水道事業特別会計予算案
- 第 8 議案第21号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第 9 議案第22号 平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 第10 議案第23号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第11 議案第24号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 議案第25号 蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 議案第26号 蓬田村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 よもぎたアシスト株式会社に関する調査の件
- 第15 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時41分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第14号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）
案

○議長（藤田修一君） 日程第1、議案第14号平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第14号、平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）。

平成28年度蓬田村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,590万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,432万8,000円とする。

総務課関係であります。歳出のほう、10ページをお開きいただきます。

2款総務費1項総務管理費のうち、一般管理費であります。18の備品購入費であります。よもっと団地集会場備品購入費230万円を計上してございます。これについては、今新しく新自治会として誕生する自治会に備品として備えつけるためのものであります。

そのほかの科目についても、事業等の確定により減額したものであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 健康福祉課関係の項目について説明させていただきます。

歳出です。14ページをお願いします。

3款1項1目12節役務費、火葬等手数料13万5,000円を計上しております。これは、平成29年1月3日に玉松海水場付近に砂に埋まっていた死体が発見され、2月6日に火葬し、無縁仏として処理したものであります。

次のページをお願いします。

3款1項5目委託料、障害福祉サービスシステム改修委託料10万8,000円を計上しております。この委託料は、マイナンバーを登録できるようにするためシステム改修が必要となり計上したものであります。

次に、中段ですが、4款1項2目13節委託料、広域予防接種委託料20万円を計上しております。年度末までに支払いが見込まれる金額の不足分を計上いたしました。以上であります。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 産業振興課にかかわる予算について説明させていただきます。

8ページをお開きください。

14款2項4目農林水産業費県補助金、上段、農業経営基盤強化促進対策事業費補助金14万円を計上しております。

次のページをお開きください。

15款2項2目立木伐採売払収入1節、分収造林間伐材等売払収入501万1,000円を計上しております。

そのページの一番下、19款4項2目雑入、中山間地域等直接支払交付金返還金10万6,000円を計上しております。

次に、歳出です。16ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費19節、農業経営基盤強化資金利子補給補助金28万1,000円を計上しております。これは、この事業を利用している農家等の資金の返済計画が変更になったため、増額分の利子を計上したものであります。

それに関連して5ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正ということで、下段の表です。（変更）です。青森県農業経営基盤強化資金利子助成事業実施要領に基づき融資される経営資金に対する利子補給の限度額を「3,022万3,000円」から「3,087万2,000円」に変更しております。

16ページにお戻りください。

先ほどの下、6款1項3目23節中山間地域等直接支払交付金返還金8万円を計上しております。これは、昨年の県の検査で指摘を受け交付金を返還するものであり、阿弥陀川第1集落協定分であります。

16ページの下段、6款2項1目林業総務費19節、分収林間伐材等交付金350万8,000円を計上しております。これは、阿弥陀川部分林組合に交付されるものであります。

その他の項目については、人件費の調整と事業確定によるものであります。以上です。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 建設課関係について説明いたします。

歳出、18ページをお開きください。

8・4・1住宅管理費11需用費⑥修繕料21万9,000円、これは宮本団地の浄化槽ポンプ等の修繕料になります。以上であります。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 教育委員会関係についてご説明いたします。

歳入の9ページをごらんください。

中段の表です。16款寄附金2万4,000円とあります。長科自治会から小学校向けの図書の購入に充ててくださいということで寄附金をいただきました。

その充当先ですが、19ページをごらんください。10款教育費の中の2目教育振興費18節の備品購入費として2万4,000円を計上しております。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。ありませんか。木村 修君。

○7番（木村 修君） 10ページのよもっと団地の備品購入費について伺います。

準備するものはどういうものを考えているのか、お知らせ願います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 会議用テーブルほか、一般備品及びテレビ、テレビ台等を合わせて約230万円であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 以前からあそこに住んでいるこの住民から要望を聞いたことがあるんですが、今まで過去、蓬田村には移動公民館と称して各地区の公民館に図書を準備したんですけれども、これは大分前ですけれども、今あそこのよもっと団地には結構小さいお子様方がおじいちゃん、おばあちゃんが住んでいるので行っているようで、公民館にそういう移動図書館といいますか、そういう子供向けの本とかそういうものを準備してもらえればいいと思うんですけれども、その点、どのように考えますか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） ええ、かつてはそういう移動公民館なるものがあったようです。なぜなくなったかについての経緯はちょっと私は把握していませんけれども、図書を置く際に常時、人が出入りできて、好きな時間に読めると、そういう体制は確かに必要です。そのために会館は常にあけておくとか、時間を決めてあけておくこともできま

す。その管理がうまく行き届いていれば可能ではあると思いますが、予算的な面も出てきますので、その辺はこれから検討していきたいと思います。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第15号 平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)案

○議長（藤田修一君） 日程第2、議案第15号平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第15号、平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、予算総額を5億4,879万1,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入です。

上段、財政調整交付金を実績見込み額に基づきまして1,544万6,000円減額し、一般会計繰入金を2,144万6,000円増額しております。

次のページをお開き願います。歳出です。

上段、一般被保険者療養給付費の600万円ですが、これは予算不足が見込まれたため増額するものでございます。

その下の後期高齢者支援金と介護納付金につきましては、予算額に変更なく、財源の補正でございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第16号 平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案

○議長（藤田修一君） 日程第3、議案第16号平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第16号、平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の予算総額を増減なしとし、予算総額を5億1,029万6,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入です。

上段、介護保険料、実績見込み調定額に基づきまして33万5,000円減額しております。

その下、国庫負担金、国庫補助金、支払基金交付金、県負担金につきましても、実績見込み額をもとにそれぞれ予算措置を講じたものでございます。

次のページをお開き願います。

一般会計繰入金ですが、介護給付費繰入金を19万1,000円減額し、その他一般会計繰入金を130万4,000円増額しております。

次のページをお開き願います。歳出です。

上段、総務管理費ですが、介護保険システム改修委託料ほか、合計で152万4,000円を計上しております。

その下、介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費につきましても、所要の予算措置を講じております。いずれも今後の見込み額に基づきまして計上したものでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第17号 平成29年度蓬田村一般会計予算案

日程第 5 議案第18号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第 6 議案第19号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第 7 議案第20号 平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第 8 議案第21号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第 9 議案第22号 平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

日程第10 議案第23号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（藤田修一君） 日程第4、議案第17号平成29年度蓬田村一般会計予算案から日程第10、議案第23号平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの7案を一括議題といたします。

この7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。

○予算特別委員長（森 弘美君） 予算特別委員会の審査の結果について報告します。

去る3月7日、平成29年第1回定例会の初日に予算特別委員会に付託された議案第17号から議案第23号までの平成29年度各会計予算7案について、3月7日及び8日の2日間にわたり慎重に審査を行いました。

その結果、平成29年度蓬田村一般会計予算外6案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（藤田修一君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。5番 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この予算案に反対であります。

まず理由は、国保税が高過ぎて支払いが困難な世帯がふえてきているにもかかわらず、村では国保会計の繰り入れをして安くするという政策を放棄していると思います。住民の声を聞くことをしないで繰り入れをやめるように指示をする国、県の言うがままの政治を続けています。

村長は、国保加入以外の人たちの税金を投入することは問題だという発言をしています。税金は納めた人だけのために使うではありません。税金の集め方と使い方は別のものと考えます。そのような考え方で政治を行えば、農家が納めた税金は農家のための支出にしか使えないこととなります。国保以外の社会保険に加入している保険料を国保会計に入れるべきで、国からの交付金を使うべきです。村税や地方交付金の使い方に制限はありません。ですから、国保加入者は弱い立場の人たちが加入していることもあり、高過ぎる国保税を安くするために支出をするべきであります。

次に、来年度予算にふれあいセンターの改修工事費の予算が約1億3,640万円ほど計上されていますが、これについても反対であります。

ふれあいセンターは、建設されて25年がたつと説明されていますが、その間に何度も改修工事が行われてきました。温泉の入浴者数と売上金額が昨日の資料でわかったわけですが、当初の3,000万円台から2,000万円台に落ちています。原因は、バイパスの開通で温泉前を通る車が減ったことや近隣市町村に温泉がたくさんできたことにもよると思います。アシストへの補助金がふえている現在、温泉にばかり予算が投じられている傾

向があり、ほかにも援助する産業がたくさんあると思います。今、緊急にふれあいセンターの改修工事をしなくてもよいと考えるからであります。危険な場所は調査をして必要な部分を直すことで十分対応はできます。全面改修工事は必要は理解できます。

昨日の質問でわかったことは、温泉の源泉が3%しか入れられていないで、あとは水で薄めているということでもあります。温泉と認められる基準として1キログラム当たり1グラムという成分が最低のぎりぎりのところではありますが、利用者からは「ただの沸かし湯だ」と言われている現状のままでは、幾ら内装、外装を新しくしても、温泉の効用がなければ温泉に入りたいと思うお客は戻ってこないと思います。

以上が、2017年度一般会計予算案に反対する主な理由であります。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第17号平成29年度蓬田村一般会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成29年度蓬田村介護保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。（「議長」の声あり）

坂本 豊君。

- 5番(坂本 豊君) 先ほどの一般会計の討論で訂正をお願いしたいんですが、よろしいですか。一般会計の反対討論で訂正をしたい部分がありますので、よろしいですか。
- 議長(藤田修一君) 暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

- 議長(藤田修一君) 休憩を取り消し、会議を再開いたします。
- ただいま、坂本 豊議員から反対討論の内容を一部訂正したいというふうな申し出がございました。これを認めて、反対討論一部修正を認めます。坂本 豊君。
- 5番(坂本 豊君) 大変申しわけありません。
- 私が「国保以外の社会保険に加入している保険料を国保会計に入れるべきで」と言いましたが、「入れるべきだと言っているわけではありません。国からの交付金を使うべきだと言っているのです」というふうに訂正をお願いします。
-

日程第11 議案第24号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

- 議長(藤田修一君) それでは、日程第11、議案第24号蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。
- これより内容の説明を求めます。村長。
- 村長(久慈修一君) それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。
- 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして同意を求めることについて、提案いたします。
- 蓬田村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。
- 住所は、東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元584番地。
- 氏名は、佐井勝治。
- 生年月日は、昭和18年11月16日生まれです。
- 提案理由といたしまして、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を得るために提案するものでございます。
- よろしく願いいたします。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第12 議案第25号 蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（藤田修一君） 日程第12、議案第25号蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 議案第25号、蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについて。

蓬田村監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越33番地2。

氏名、武井昭夫。

生年月日、昭和20年9月15日生まれ。

提案理由。地方税法第196条第1項の規定により、監査委員の選任について同意を得るため提案するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（藤田修一君） ただいまの出席議員は6名です。

投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番森 弘美君及び4番柿崎裕二君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（藤田修一君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載願ひます。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（藤田修一君） ただいまから投票に移ります。

それでは、職員の点呼に応じて順次投票願ひます。

○議会事務局長（坂本勝教君）

1番小鹿重一議員。（はい。）

2 番久慈省悟議員。(はい。)

3 番森 弘美議員。(はい。)

4 番柿崎裕二議員。(はい。)

5 番坂本 豊議員。(はい。)

7 番木村 修議員。(はい。)

○議長(藤田修一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。3 番森 弘美君及び4 番柿崎裕二君の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(藤田修一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数6票。うち賛成6票、反対0票。

以上のおおりに、賛成が全員です。よって、議案第25号は原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

日程第13 議案第26号 蓬田村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(藤田修一君) 日程第13、議案第26号蓬田村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長(久慈修一君) 議案第26号、蓬田村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

蓬田村農業委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

氏名、生年月日、そして住所の順に申し上げます。

七戸祥一、昭和14年3月15日生まれ、蓬田村大字広瀬字坂元727番地。

高田 榮、昭和19年10月22日生まれ、蓬田村大字郷沢字浜田14番地。

三上永久男、昭和21年2月3日生まれ、蓬田村大字蓬田字汐越72番地。

小鹿正博、昭和29年1月6日生まれ、蓬田村大字長科字浦田12番地1。

木戸良治、昭和41年9月19日生まれ、蓬田村大字瀬辺地字田浦44番地11。

稲葉英一、昭和30年2月20日生まれ、蓬田村大字広瀬字高根39番地3。

坂本宏孝、昭和22年7月8日生まれ、蓬田村大字中沢字浪返76番地。

坂本信義、昭和28年10月10日生まれ、蓬田村大字中沢字浪返15番地1。

森 喜壽郎、昭和26年2月15日生まれ、蓬田村大字阿弥陀川字汐干23番地2。

工藤幸司、昭和35年12月11日生まれ、蓬田村大字長科字鶴蝮20番地。

提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の選任について同意を得るために提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 今回の農業委員の選任に当たって議会から1人推薦をしたわけですが、それが今回の提案に入っていないということで、なぜ含まれなかったのか、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 議員ご質問の議会推薦の候補者ということでございますが、議会からの推薦はいただいていないと承知しておりますが。以上です。（「休憩をお願いします」の声あり）

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 議案の26号に私は同意します。ただ、確認したいことは3点ありますので、お伺いします。

まず、蓬田村農業委員会委員選考委員会においてこの10名が選考されたわけですが、農業委員に推薦された者あるいはみずから応募した者が何人あったのか、これが第1点。

それから、農協とか共済組合などの組織から推薦された人はあったのか、第2点。

それから、第3点は、農業者でない人を1人、委員として選考しなければならないと

いう説明は私たちはちょっと聞いた記憶がないんですけれども、その背景は何か。

以上、3点です。お願いします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 農業委員の候補者につきましては、総数17名でございます。そのうち、自薦といたしますか応募が13名、推薦はほとんど団体推薦でありますけれども4名となっております。

2点目の団体推薦ですけれども、今言いましたとおり4名の方が団体推薦という形で、農協、土地改良区、農事振興組合、漁協という形で4団体から団体推薦という形になっております。

あと、3点目の中立委員のことでございます。選考委員会につきましては、運営規則に基づきまして6名の選考委員をお願いしております。その中で2回会議を開いたわけですけれども、1回目の会議の中で選考基準ということはどういう形で選べばいいんだという議論をしていただきました。

その中で国が示している指針があるわけですけれども、その中に何点かありまして、中立委員の任命、青年、女性の積極的な登用という部分がありまして、その中で議論になったのが中立委員の任命であります。私たちは、応募推薦ですので応募された方、推薦された方の中で選べばいいのかなという考えであったんですけれども、この中立委員については法律で必ず入れなければならないという規定になっておりまして、そこを農業会議などに確認したところ、絶対要件だというお話があり追加公募して中立委員、農業委員会の業務に利害を有しない者、農業に従事していない広範な者という規定がございまして、農業に従事していない方を1名選出しております。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(藤田修一君) ただいまの出席議員は6名です。

投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に坂本 豊君、木村 修君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(藤田修一君) 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) なしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(藤田修一君) ただいまから投票に移ります。

それでは、職員の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長(坂本勝教君)

1 番小鹿重一議員。(はい。)

2 番久慈省悟議員。(はい。)

3 番森 弘美議員。(はい。)

4 番柿崎裕二議員。(はい。)

5 番坂本 豊議員。(はい。)

7 番木村 修議員。(はい。)

○議長(藤田修一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。5 番坂本 豊君、7 番木村 修君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（藤田修一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数6票。うち賛成6票、反対0票。

以上のおおり、賛成が全員です。よって、議案第26号は原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

日程第14 よもぎたアシスト株式会社に関する調査の件

○議長（藤田修一君） 日程第14、よもぎたアシスト株式会社に関する調査の件を議題といたします。

本件に対し委員長の報告を求めます。

○調査特別委員長（久慈省悟君） このたびのよもぎたアシスト株式会社に特別委員会として調査を報告した旨、ご報告申し上げます。

平成28年6月9日、第2回蓬田村定例会において、5番坂本議員からよもぎたアシスト株式会社の調査に関する発議案が提出され、地方自治法第100条による調査特別委員会を設置すべきと提案し、賛成多数で成立したものです。

以下、2ページから3ページの1「調査特別委員会の設置について」、3ページの2「調査事項」、3「調査方法」、4ページから9ページまでの4「調査経過」、9ページから10ページまでの5「書類調査」、11ページの6「資料、記録等の請求」、12ページから13ページまでの7「問題点及び指摘事項」については、調査報告書のおおりであります。

14ページから15ページの8「総括及び提言」並びに16ページの「終わり」については読み上げます。

8、総括及び提言。

地方自治法第100条によるよもぎたアシスト株式会社に関する調査特別委員会を設置し、調査した結果、アグリビジネス事業の事業計画は全く現実不可能な収支計画である。人件費を考慮していないために人件費が膨らみ、1,000万円を超える赤字を計上し、資金繰りができなくなったことにより、債務者よもぎたアシスト株式会社代表取締役社長久慈修一、保証人久慈修一、担保よもぎ温泉指定管理委託料1,700万円として青森銀行

蟹田支店から800万円を借り入れることが判明した。会社経営に当たっては、日々の現金の残高確認及び資金管理が全くできていない状態であり、経理が極めてずさんである。経理については早急に抜本的な改善を求める。

アグリビジネス事業が大きな赤字になったことに対して、会社に損失を与えたという理由で事業の起案者であり担当者であった小田桐 克氏1人に解雇という形で責任をとらせている。しかし、会社の経営者である役員の実質的な責任、小田桐氏を任命した任命責任、経理をチェックできなかった監督責任についても問われるべきである。

アグリビジネス事業により生産者の育成とミニトマトの生産振興を図り、6次化産業を展開するという構想には異を唱えるものではないが、それをなし遂げるためにはどれほどの困難が伴うものか、理解できたものと思われる。現時点での安易な事業計画では目標達成困難であり、事業は即刻廃止すべきである。アグリビジネス事業を廃止することによって、人員の整理をし、人件費の圧縮を図らなければ、会社の経営が行き詰まるのは目に見えている。会社全体に無理、無駄がないか、あるいは社内に接客態度に問題がある社員がいないか等を総合的に見直し、人心一新を図るべきである。

800万円の借り入れによって、結果として会社の資金が枯渇し、会社が倒産寸前になったことから、社長は「行政からの資金補填は考えていない」と発言しておきながら、専決処分により会社に行政から1,000万円の補填をした。このことは、村長と社長という二足のわらじを履いているからできることであり、兼務は解消すべきである。そうでなければ、会社がどのような状態になろうとも議会を無視して村長の権限で何でもできることになってしまう。社員は会社で困ったことがあれば行政で何とかしてくれるという安易な意識が醸成され、業績に真剣に取り組む意欲が損なわれることから、会社の業績伸張は望めない。よもぎたアシスト株式会社の役員会に諮らず800万円を借り入れた経緯から、専決処分によって行政から会社へ資金補填をするまでの一連の経過に対する村長イコール社長の説明には一貫性がなく、納得できる要素はない。

このような対処方法について村民は果たして理解できるのか、甚だ疑問だと言わざるを得ない。今回の調査に当たって、社長は「全面的に協力する」と言っているにもかかわらず、必ずしも協力的であったとは言いがたい社員がいたことも事実であり、百条委員会という重大性に鑑み、まことに遺憾である。調査が終結したからそれでいいというものではなく、会社として何らの対応をするとともに猛省を促したい。

調査に当たっては、不明金の解明が調査目的の一つであったが、帳簿上の現金残高と

金庫にあるべき現金残高が合わないという一部疑問は残るが、調査では不正にお金が使われた、あるいは社員が着服した等の使途不明金は見受けられなかった。今回は社内において反省すべきは反省し、改めるべきは改め、二度と調査特別委員会の設置等のないように経営の向上に励んでもらいたい。議会は、引き続きよもぎたアシスト株式会社の経営に関してチェック機能を果たしていくものとする。

終わりに、本委員会は平成28年6月定例会において賛成多数で設置されて以来、関係する参考人の招致及び請求した資料等に基づき調査を重ね、本報告書を作成するに至った。本委員会の調査経過において経理が余りにもずさんなために、平成27年度の取引についてパソコンに入力してチェックしたことから、調査が長期間に及んだものである。証人尋問を行わず参考人招致にとどめたのは、犯人捜しをすることが目的ではなく、アグリビジネス事業がなぜ多額の赤字を計上することになったのか、これを解明することが大きな目的であったからである。

なお、経理に関して不明なものは質問書により回答を求めたが、一部未回答のものがあり、完全に疑問が払拭されたとは言えない。しかし、使途不明金が見受けられなかったことも赤字の原因がほぼ解明されたことから、これ以上調査委員会を存続することは会社の経営に支障を及ぼす懸念があるため、事実認定できた事項、多額の赤字を出した責任の所在や今後の会社のあり方等について、本委員会としての広い意見とともに本報告書にまとめた。ここに本委員会の調査にご理解とご協力をいただいた全ての関係者の皆様に感謝いたします。

以上、報告いたします。

○議長（藤田修一君） ただいま委員長から報告されたとおり、この調査は議員全員により調査されておりますので、質問及び討論を省略して、直ちに採択したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議がないので、これよりよもぎたアシスト株式会社に関する調査の件を採択いたします。

この採択は起立により行います。

本件をお手元に配付した委員会報告書のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、よもぎたアシスト株式会社に関する調査の件は委員会報告のとおり決定いたしました。

これをもって、よもぎたアシスト株式会社に関する調査の件を終了いたします。

日程第15 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（藤田修一君） 日程第15、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いいたします。

○村長（久慈修一君） 本日、平成29年第1回蓬田村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は大変議案も多うございまして、皆様、大変お疲れさまでございました。4日間の審議において大変意欲的な、あるいは有意義な内容でございまして、私も身が引き締まる思いで携わってまいりました。まず平成29年度に関する議案、そしてそれに関連する平成29年度当初予算並びに平成28年度の補正予算、それとともに人事案件3件につきまして提案いたしましたところ、全てについて承認、可決いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

さて、本日よもぎたアシスト株式会社に対する調査特別委員会の調査報告書が出され、その中におきまして5件ないしは6件のいろいろな指摘事項ないしは改善事項についてご提案をいただきました。この改善事項につきましては、現在進めているところもございすけれども、今後これらの指示、指摘に従いまして真摯にこの対応をしていきたいというふうに思います。しかも、これは早急に対応してまいりたいと、このように思っております。

また、予算関係におきましても、行政全般にわたるいろいろな施策、これをご討議いただきました。私どもも行政サイドも少しずつでも村政が前進するように、お互いに協

かし話し合うことが大切だということを痛感させられたところでもあります。しかしながら、本村における行政課題はまだまだたくさんございます。今後とも皆様方のご理解、ご協力を得ながら、村民の安心・安全な生活向上のために邁進してまいりたいと思っております。

春が間近ということでございますが、きょうも大変雪が降っております。三寒四温という言葉がございますが、そのとおりだと思います。議員各位におかれましても健康に注意されまして、また、事故等にも十分注意をいただきまして、今後ともご活躍くださることをお願い申し上げて、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これをもちまして、平成29年第1回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時09分 閉会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員